

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.059

処 分 名	低炭素建築物新築等計画認定の改善命令
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定建築主が低炭素建築物等新築計画に従って低炭素建築物の建築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
根拠法令等・条項	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第57条
処 分 基 準	改善命令は、報告の徴収により建築等の状況を把握し、適切な指導を行うことにより改善の措置を十分促した上で、なお改善が行われない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めるのは困難である。
設 定 年 月 日	平成25年1月1日（最終改正：令和2年4月1日）
備 考	

■都市の低炭素化の促進に関する法律

(改善命令)

第五十七条 所管行政庁は、認定建築主が認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋